

観音寺市民間建築物耐風対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、強風、地震等による建築物の屋根の被害を軽減し、市民生活の安全性を確保するため、市内の建築物の耐風対策を行う所有者等に対し、予算の範囲内において観音寺市民間建築物耐風対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 瓦屋根 緊結強化等の強風対策が求められる瓦である粘土瓦及びプレスセメント瓦をいう。
- (3) 耐風診断 耐風診断技術者（かわらぶき技能士、瓦屋根工事技師及び瓦屋根診断技師又は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士をいう。）が令和2年国土交通省告示第1435号により改正された、昭和46年建設省告示第109号（以下「告示基準」という。）への適合を確認するために行う建築物の耐風に対する安全性の評価をいう。
- (4) 耐風改修工事 耐風診断により告示基準に適合しないと評価された瓦屋根（強風等で被災し、明らかに告示基準に適合していないと判断できる瓦屋根を含む。）について、当該瓦屋根の耐風性能の告示基準までの向上を目的とし、原則として市内に主たる営業所を有する事業者で、瓦屋根診断技師、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技師等の有資格者が在籍する事業者が施工する改修工事をいう。
- (5) 耐風対策 瓦屋根を有する建築物の耐風診断及び耐風改修工事をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付対象となる建築物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 平成13年以前に建築された瓦屋根の建築物であって、建築以降に屋根の改修等を

行なっていないもの

- (2) 市内に在する建築物であり、耐風対策を行った後も利用されるもの
- (3) 補助金交付の申請の時点において、建築基準法第9条の規定に基づく重大な違反がないもの
- (4) 耐風診断においては、この要綱に基づき過去に耐風診断を行っていないこと。
- (5) 耐風改修工事においては、この要綱に基づき過去に耐風改修工事を行っていないこと。

2 前項第2号から第5号までに掲げる要件にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、補助金の交付対象とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 補助対象建築物の所有者又は土地の所有者であること。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (2) 市税を滞納していない者であること。

(補助対象及び補助金の額等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐風対策を行う場合の建築物ごとにそれぞれの耐風対策に要する経費とする。

2 前項の補助対象経費に対する補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 耐風診断 補助対象経費の額又は31,500円のいずれか低い額
- (2) 耐風改修工事 屋根面積1平方メートル当たり24,000円を乗じて得た額又は2,400,000円のいずれか低い額に100分の23を乗じて得た額

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、観音寺市民間建築物耐風対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 建築物が共有に係るものである場合は、共有の代表者が申請をすることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときには、速やかに補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助を受ける耐風対策（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合においては、観音寺市民間建築物耐風対策支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

(2) 補助事業を中止する場合においては、あらかじめ観音寺市民間建築物耐風対策支援事業補助金交付中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第10条 申請者は、補助事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合には、市長の指示を受けなければならない。

2 申請者は、補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過する日又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までに、観音寺市民間建築物耐風対

策支援事業完了実績報告書（様式第4号）に別表第1に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第12条 市長は、前条の完了実績報告書を受領した場合はその内容の審査及び必要に応じて行う現地調査を実施し、報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときには、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたときには、速やかに補助金交付の請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 申請者が、前項の補助金交付の請求をするにあたり、その受領を耐風改修工事を施工する事業者に委任する場合には、前項の請求書に観音寺市耐風対策支援事業補助金の代理受領に係る委任状（様式第5号の2）を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条第1項の規定による額の確定後、同条第2項の請求があった場合には、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （2） 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （4） 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。
- （5） この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- （6） 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- （7） 補助事業の遂行ができないとき。

2 市長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその旨及びその理由を申請者に通知するものとする

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第16条 申請者は、補助の実施状況等を明らかにするための書類その他必要となる図書を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しておくなければならない。

(立入検査等)

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は当該職員にその物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第6条、第11条関係）

申請等に必要な書類

関係条項	添付書類
<p>第6条 交付申請</p>	<p>(耐風診断)</p> <p>1 既存建築物に係る設計図書（配置図及び屋根伏せ図、立面図等）。ただし、既存図面がない場合は、診断しようとする建築物の状況が分かる写真に替えることができる。</p> <p>2 建築物の所有者及び建築年が確認できる書類で、次に掲げるもののうちいずれかの写し</p> <p>(1) 建築時の建築確認通知書又は検査済書</p> <p>(2) 登記事項証明書</p> <p>(3) 固定資産税・都市計画税課税台帳（兼）名寄帳（建築年が記載されたもの）</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、建築物の所有者、建築年を証明することができる書類</p> <p>3 市税の滞納がないことを証明する完納証明書</p> <p>4 耐風診断に係る見積書の写し</p> <p>5 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p> <p>(耐風改修工事)</p> <p>1 耐風診断報告書（様式第6号）。ただし、耐風診断の補助を受けた者は、これを省略することができる。</p> <p>2 既存建築物の耐風改修工事に係る設計図書</p> <p>(1) 配置図、屋根伏せ図等（耐風改修工事を行う部分を明示したもの）</p> <p>(2) その他耐風改修工事の内容が確認できる図書</p>

	<p>3 市税の滞納がないことを証明する完納証明書。ただし、耐風診断の補助を受けた者は、これを省略することができる。</p> <p>4 耐風改修工事に係る見積書の写し</p> <p>5 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>
<p>第11条 完了実績報告</p>	<p>(耐風診断)</p> <p>1 耐風診断報告書(様式第6号)</p> <p>2 配置図、屋根伏せ図等(耐風改修を行う部分を明示したもの)</p> <p>3 耐風診断に係る業務委託契約書の写し</p> <p>4 耐風診断に要した費用の領収書の写し</p> <p>5 調査等の状況写真(4～5枚程度)</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p> <p>(耐風改修工事)</p> <p>1 耐風改修工事結果報告書(様式第7号)</p> <p>2 耐風改修工事に係る請負契約書の写し</p> <p>3 耐風改修工事に要した費用の領収書の写し</p> <p>4 耐風改修工事の施工写真(改修前後が判明できる写真、瓦緊結状況が分かる写真)及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類</p> <p>5 交付申請時と改修内容や工法等が変更となった場合は、それらが分かる図面等</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>